

中国 関税制度—その他

2020年8月20日更新

1. 『税関輸出入貨物減免税管理方法』（2009年2月1日より実施）

関税の免除・減税を申請する前に、まず税関に申請人の資格または投資プロジェクトを確認される必要がある。実際商品の輸出入を申告するときになると、その前に、関税の免除・減税を主管税関に許可の手続きを申請する。
2. 関連規定に基づき、税関審査後に関税が免除・還付される物品
 - (1) 関税額が50人民元以下の物品
 - (2) 商業価値がない、広告品のサンプル
 - (3) 外国政府、国際組織が無償寄付した物資
 - (4) 出入国船舶、航空機が積載した使用燃料、物資、飲食品
 - (5) 通関前に損害を受けた貨物
 - (6) 締結・参加した国際条約に基づき、関税、輸入増徴税と消費税が減税・免除される貨物と物品
 - (7) 一定の理由で輸入元に戻す輸出物品（原荷送人または代理人が入国を申告し、原輸出証明書を提供し、税関の審査を経た後、輸入関税を免除できる。徴収した輸出税は還付しない。一定の理由で戻した中国の輸出物品は、原荷送人あるいは代理人が再出国を申告し、原輸入証明書を提供し、税関の審査を経た後、輸出関税を免除・還付できる）。
 - (8) 輸出増徴税の還付率は、財政部、国家税務総局公告2018年32号『増徴税率調整に関する公告』に基づき、下記のとおり調整された。

従来、増徴税率17%が適用されており、かつ輸出時においても増徴税還付税率17%が適用される貨物に関して、還付税率は16%に引き下げられた。

従来、増徴税率11%が適用されており、かつ輸出時においても増徴税還付税率11%が適用される貨物およびクロスボーダーの課税行為に関して、還付税率は10%に引き下げられた。
3. 国務院による輸入設備の税制調整
 - (1) 『外商投資産業指導目録』（2015年改正）の施行に関する関連事項（2015年4月10日より実施）により、『外商投資産業指導目録』（2015年4月10日改正実施）の奨励類に該当し、技術譲渡する投資項目に関して、投資総額内で自家用設備を輸入する場合、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』（2008年9月10日より改正実施）と『輸入免税不可の重要科学技術装備と製品目録』（2014年2月28日より改正実施）で明記された商品以外は、関税が免除される。ただし、輸入増徴税が徴収される。
 - (2) 『産業構造調整指導目録（2011年）（改正）』の施行に関する関連事項の公告（2013年5月1日より実施）により、『産業構造調整指導目録（2011年）（改正）』（2013年5月1日より実施）で明記された奨励類に該当する国内投資プロジェクト

で、投資総額内で輸入する自家用設備は、『国内投資プロジェクト免税不可の輸入商品目録』（2008年12月15日より改正実施）と『輸入免税不可の重要科学技術装備と製品目録』（2014年2月28日より改正実施）で明記された商品を除き、関税が免除される。ただし、輸入増徴税が徴収される。

(3) 『一部輸入税収優遇政策に関する調整』（2009年1月1日より実施）および『外国政府ローンと国際金融機関ローンプロジェクトで輸入した設備の増徴税還付手続きに関する関連事項』（2010年9月19日より実施）により、外国政府ローンと国際金融機関ローンを利用したプロジェクトで輸入した自家用設備および加工貿易で外商が提供した価格のない輸入設備は、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』（2008年9月10日より改正実施）で明記された商品以外は、関税と輸入増徴税が免除される。

(4) 上記の3つの場合、設備とともに輸入される技術や部品も関税が免除される。

『税関による輸入関連税収優遇政策の実施に関する適用問題』（2007年7月20日より実施）により、B株または海外株（H株、N株、S株、T株またはレッドチップ）を発行して外商投資株式有限会社に変った中国企業について、その投資は普通「外商投資プロジェクト向けの輸入税制優遇政策」を適用しない。ただし、このような外商投資株式有限会社が投資するプロジェクトのうち、『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業項目に該当するものは、投資総額枠内で自家用設備を輸入する場合、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』で明記された商品以外に、関税が免除される。

外国投資者の出資比率が25%以上である外商投資企業が投資するプロジェクトのうち、『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業項目に該当するものは、投資総額枠内で自家用設備を輸入する場合、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』で明記された商品以外に、関税が免除される。

外国投資者の出資比率が25%以下である外商投資企業は、外商投資プロジェクト向けの輸入税制優遇政策が適用されず、自家用設備をゼロ関税で輸入することはできない。

外商投資企業が中西部地域で再投資して設立した企業または出資して株式を保有する会社について、その登録資本金の中で外資の比率が25%以上（25%を含む）で、外商投資企業許可証明書を持つ、またその投資するプロジェクトが『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業プロジェクトに該当するものは、投資総額枠内で自家用設備を輸入する場合に、外商投資プロジェクト向けの輸入税制優遇政策が適用される。

外商投資企業が中西部以外の地域で再投資して設立した企業、および外商投資企業が中西部地域で再投資して設立した企業で、外資出資の比率が25%以下である企業の投資プロジェクトのうち、『外商投資産業指導目録』の奨励類または『中西部地域外商投資優位性産業目録』の産業プロジェクトに該当するものは、投資総額枠内

で自家用設備を輸入する場合、『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』で明記された商品以外、関税が免除される。

4. 『航路支線を運営する国内航空会社の修理用航空器材の輸入税金徴収に関する問題の通知』（2011年1月1日より2015年12月31日まで）
中国地場航空会社が航路支線の飛行機、エンジンの修理に用いる輸入航空器材（海外修理に出した部品を含む）は、輸入関税と輸入増値税が免除される。
5. 『科学技術重要プロジェクト輸入税収政策に関する通知』（2010年7月15日より実施）
『国家中長期科学と技術発展計画綱要（2006～2020年）』における科学技術重要プロジェクトを担当する企業、大学、研究機関などは、プロジェクトに必要とされるが中国国内で生産できないコア設備（ソフトウェアと技術を含む）、部品、原材料を輸入する場合には、輸入関税と輸入増値税が免除される。
6. 『税関によるソフトウェア産業と集積回路産業の発展支援に関する関連政策規定と措置』（2011年5月12日より実施）
認定されたソフトウェア輸入企業が必要な自社用設備、契約によって設備と一緒に輸入される技術（ソフトウェアを含む）および関連部品、予備部品（『外商投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』と『国内投資プロジェクトに関する免税不可輸入商品目録』に明記された商品は対象外）を輸入する場合は、輸入関税が免除される。
7. 『「第12次5カ年」期間中炭層メタンの探査と開発プロジェクトにかかわる輸入物品の輸入税金免除に関する通知』（2011年1月1日から2015年12月31日まで）
中国国内における炭層メタン探査と開発プロジェクトに必要とされるが、中国国内で生産できず、または国内製品の性能がプロジェクトの要求を満たさず、探査と開発作業に直接使われる設備、器械、部品、専門道具に対して、輸入関税と輸入増値税が免除される。
8. 『一部輸入税収優遇政策の調整に関する通知』（2002年10月1日より実施）
『外商投資産業指導目録』（2015年4月10日改正実施）の許可類に該当し、製品がすべて輸出される新規外商投資プロジェクトで設備を輸入する場合、輸入関税と輸入増値税が先に徴収され、輸出を開始した後、5年間毎年20%ずつ還付される。
9. 『重要な技術装備の輸入税収政策規定』（2020年1月8日より実施）
中国地場企業が『国家支援の重要な技術装備と製品の目録（2019年修正）』と『重要な技術装備と製品の輸入コア部品、原材料の商品目録（2019年修正）』の要件を

満たした装備または製品を製造するために輸入する商品の関税と輸入増徴税は免除される。

ただし、『輸入免税不可の重要な技術装備と製品の目録（2019年修正）』（2020年1月1日より実施）に明記された自社用設備やそのスペア部品などは、たとえ1）国家奨励の投資プロジェクトや外商投資プロジェクト、2）外国政府借款と国際金融機関ローンのプロジェクト、3）価格なしの輸入設備が外商に提供される加工貿易企業、4）中西部地域の外商投資優勢産業プロジェクト、5）外商投資企業と外商投資企業が作った研究センターが自有資金を利用して技術改造を行うプロジェクトであっても、輸入関税は課される。

10. 『国务院による保税区和港区の連動テストを同意する関連返答』（2004年8月16日より実施）、『上海保税区と外高桥港区の連動テストを同意する関連返答』（2003年12月8日より実施）

上海、青島、寧波、大連、張家港、アモイ、深セン、天津の保税区がそれぞれ近隣の港区域と隔離されている場合は、保税区を物流パークとすることができる。パーク内では保税区の関連政策に従い、輸出入税金の面では輸出加工区の関連政策に従う。すなわち、国内物品がパーク内に入るのは輸出とみなされ、通関手続きをしなければならず、税の還付も行われる。パーク内の物品が国内で販売される場合は輸入とみなされ、通関手続きをし、税金も徴収される。パーク内の物品が自由に流通し、増徴税と消費税が徴収されない。

11. 『税関による保税港区管理暫定方法』（2007年10月3日より実施、2010年5月1日より改正実施）

保税港区内の生産的インフラ整備プロジェクトにかかわる設備および工場と貯蔵施設の建設に使われる物資、保税港区内の企業の生産用機器、設備、鋳型とその補修用部品、保税港区内の企業と行政管理機関の自家用事務用品などの物品は、海外から保税港区に輸入される場合に、輸入関税と税関代理徴収の輸入関税が免除される。また、保税港区から海外へ運ぶ物品も輸出関税が免除される。

保税港区と区外の間で出入りする物品について、区内の企業または区外の荷受人・荷送人は、輸出入物品の関連規定に基づき保税港区の主管税関にて申告手続きをしなければならない。税金徴収の対象に当たる物品について、区内の企業または区外の荷受人・荷送人は物品の実状によって税金を納めなければならない。また、割当もしくは許可証管理に当たる物品について、区内の企業または区外の荷受人は、割当もしくは許可証を税関に提出しなければならない。

また、『税関特殊監督管理地域向けの一部製品の輸出関税免除に関する通知』

（2008年2月15日より実施）により、特殊監督管理地域（輸出加工区、保税港区、総合保税区など）のインフラ整備および工場の建設に使われる物資、特殊監督管理地域構内の生産企業が輸出製品の原材料として調達する製品は、輸出関税を免除され

る。

『国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物の保税監督管理モデルの全面的普及・実施』（2010年7月1日より実施）により、上海市、大連市、深セン市、南京市、蘇州市、無錫市、ハルビン市、大慶市、西安市、長沙市、北京市、天津市、重慶市、広州市、武漢市、成都市、済南市、杭州市、合肥市、南昌市、アモイ市といった21都市で税関保税監督管理モデルが導入された。また、『国際サービスアウトソーシング業務の輸入貨物の保税監督管理モデルのさらなる普及・実施』（2016年6月1日より実施）により、すでに導入された21都市に加え、海南省、威海市、貴安新区、西咸新区、瀋陽市、長春市、南通市、鎮江市、寧波市、福州市（平潭総合試験区を含む）、青島市、鄭州市、南寧市とウルムチ市といった14省市と地域に新たに税関保税監督管理モデルが導入された。

12. 『科学普及事業の発展を奨励する輸入税収政策に関する通知』（2012年1月1日～2015年12月31日）

社会一般向けに開放する科学技術館、自然博物館、プラネタリウム館、气象台、地震観測台、大学・専門学校と科学研究機関の対外開放科学普及基地が海外から自社用科学普及用映画・ドラマ作品の放送権を購入するために輸入したコピー、作業用テープは、輸入関税が免除される。上記機関がその他の形で輸入した自社用映画・テレビ作品も、関税と輸入増値税が免除される。

13. 輸出製品増値税の還付制度

国が輸出を奨励するために輸出製品の増値税を還付する制度がある。輸出製品は、国の輸出奨励品目、一般品目、国の輸出制限品目などに分けられ、2012年の輸出還付率は17%、16%、15%、13%、11%、9%、6%、5%、0%の8ランクとされる。輸出増値税の還付率が時折調整され、『一部商品の輸出税金還付率の調整に関する通知』（2015年1月1日より実施）によれば、2015年より一部高付加価値商品、とうもろこし加工商品、紡績品服装の輸出増値税還付率が引き上げられ、ポロン鋼の輸出増値税の還付が撤廃され、カツラの輸出増値税の還付率が引き下げられる。

『輸出貨物還付（免税）管理方法（テスト）』（2005年5月1日より実施）により、対外貿易経営者、輸出経営資格はないが輸出が委託される生産企業、特定の増値税輸出還付企業、その他の機関と個人（以下「対外貿易経営者」と略称）、輸出を委託されたメーカーおよび特定の輸出物品税還付（免税）の企業と個人が登録した後、30日以内に「対外貿易経営者登録表」、工商営業免許、税務登録証、銀行基本口座番号と税関輸出入企業番号などの関連文書をもって、「輸出貨物税還付認定表」に記入して、所在地の増値税輸出還付の税務当局にて輸出物品税還付（免税）の認定手続きをする。外国人を含む個人がまず個人工商戸や、個人独資企業またはパートナー企業として登録してから、はじめて増値税輸出還付（免税）の認定を申請することができる。

また、『増値税の小規模納税者輸出貨物免税管理方法（暫定）』（2008年1月1日より実施）により、小規模増値税納税人と認定された対外貿易経営者輸出の物品は、増値税と消費税が免除される。

14. 『対外貿易救済措置が課せられる輸入製品に輸入減（免）税政策が中止されることに関する公告（2009年5月1日より実施）』

国务院関税税則委員会が海外から輸入した特定製品に対し貿易救済措置課税を決定した日から、当該製品は輸入税減免が中止され、輸入関税が課税される。

15. 中資船舶への輸入関連税の優遇制度

『「第12次5カ年」期間中における中資「便宜置籍漁船」の帰国登記の輸入税収政策問題に関する通知』（2011年10月19日に公布）により、2005年12月31日前に海外で船舶登記手続きが済んだ「便宜置籍漁船」で、船齢が一定の年限に達し、かつ関連技術条件を満たした中資船舶（中国側出資が50%以上）は、2011年7月1日～2015年12月31日に輸入通関申告する場合には、関税と輸入増値税が免除され、また「中国船舶登記条例」の関連規定に基づき登記する必要がある。

『船舶トン税暫定条例』の実施に合わせて、2012年2月14日から船舶トン税優遇税率に適用される国（地域）リストが公布・実施された。

16. 新型ディスプレイ装置産業向け輸入関連税の優遇制度

- ・ 『新型ディスプレイ装置産業発展のさらなる支援に関する輸入税制優遇政策の通知』（2012年4月9日に公布）により、2012年1月1日～2015年12月31日に、薄膜トランジスタ液晶ディスプレイ（TFT-LCD）、プラズマディスプレイパネル（PDP）と有機エレクトロルミネッセンス（OLED）の生産企業が、中国国内で生産できない純化室専用建築材料、関連システムおよび生産設備部品を輸入する場合には、輸入関税と輸入増値税が免除される。また、中国国内で生産できない自社生産用（研究開発用のものも含む）原材料と消耗品を輸入する場合には、輸入関税が免除される。
- ・ 『新型ディスプレイ装置の生産企業の輸入物資税収政策に関する暫定規定』（2012年1月31日～2015年12月31日まで）により、2011年12月31日前に財政部と関連機関に認定され、既に新型ディスプレイ装置の生産企業の輸入物資免税資格を得た企業は、2012年1月31日～2015年12月31日の間、第6～9条に基づき、輸入物資税収優遇政策が適用される。
- ・ 『新型ディスプレイに対する輸入税収の税額免除限度額の取り消しに関する通知』（2019年12月17日より実施）
『新型ディスプレイ装置産業発展のさらなる支援に関する輸入税制優遇政策の通知』添付の第四条、第六条、添付三の関連内容を取り消す。

- ・ 『輸入粗銅に含有される黄金部分の輸入増値税の免除に関する関連問題』
(2009年11月1日より実施)により、輸入粗銅に含有される黄金は輸入増値税が免除され、非黄金の部分は引き続き輸入増値税が課される。
17. 『国有公益的コレクション機関の蔵品輸入に関する免税暫定規定』 (2009年1月20日より実施)
国有公益的コレクション機関が永久的収蔵や展示、研究などの公益的事業を目的に、海外寄贈・帰還・償還・購入などの方式によって輸入した所蔵は、関税、輸入増値税と消費税が免除される。
18. 『天然ガスの輸入増値税の還付暫定規定』 (2011年1月1日より実施、2013年11月7日改正)
2011年1月1日から2020年12月31日までは、認定された輸入天然ガスプロジェクトの輸入天然ガス (LNG) 価格が国の天然ガス販売定価より高い場合は、両者の価格差で輸入増値税が還付される。
19. 『エチレン、芳香族炭化水素などの化学工業製品の生産に使用されるナフサ、燃料油の消費税還付 (免税) 暫定方法』 (2012年7月1日より実施)
企業が外部から調達した税込みナフサ・燃料油をエチレン、芳香族炭化水素などの化学工業製品の生産に用い、かつそれらの製品の生産量がナフサ・燃料油を利用し生産した製品の総生産量の50%以上を占める場合、外部から調達したナフサ・燃料油の実際使用量に基づき消費税が還付される。
20. 『輸出増値税還付口座の委託管理貸出限度額の調整に関する通知』 (2009年6月12日公布)
輸出企業の資金繰りに便宜を図るために、輸出増値税還付額を保証とする貸出の上限は、既存の還付額の70%から90%へと引き上げられる。
21. 『2012年度技術輸出利子補助金資金の申告に関する通知』 (2012年6月6日公布)
2012年も技術輸出に対し利子補助金の形で引き続き支援する方針。ここで言う技術とは、パテントの譲渡、パテント申請権の譲渡、パテントの実施許可、専門技術の譲渡・許可、技術サービス、ソフトウェア技術および関連情報サービスの輸出を指す。ただし、『中国輸出禁止・輸出制限の技術目録』に明記された輸出技術は対象外である。
22. 外国観光客の買い物税金還付について
- ・ 『財政部による外国旅客の買い物出国税金還付政策の実施に関する公告』
(2015年1月6日より実施)

- ・ 『外国旅客の買い物出国税金還付に関する管理方法』（2015年6月2日より実施）

外国籍観光客が中国の税金還付商店で購入した物品は、出国税関の税金還付代理機関で増値税が還付される。ただし、外国籍観光客とは、中国国内で連続居住が183日を超えない外国人と香港・マカオの人を指す。また、同一外国籍観光客が同一日に同一税金還付商店で500人民元以上の物品を購入し、購入した物品は外国籍観光客本人が携帯または手荷物で購入日より90日以内に一緒に出国し、まだ使用・消費していないものに限って増値税が還付される。増値税還付率は11%で、計算式は、増値税還付額＝物品発票（領収書）金額（含増値税）×増値税還付率、である。増値税還付額が1万元以下の場合、現金還付と銀行振替還付のいずれかが自由に選択でき、増値税還付額が1万元を超えた場合、銀行振替還付の形に限られる。

- 23. 『税金滞納金の減免を明確にする公告』（2015年6月8日より実施）

納税義務を果たさない納税者に対する税金滞納金について、経営困難、政策の転換や納税者による自主追加納税等の場合、一定の手続きを経て当該税金滞納金を減免することが可能となった。

- 24. 『アニメ企業がアニメ開発生産用品を輸入する関連税金の優遇政策に関する通知』（2016年1月1日から2020年12月31日まで実施）

アニメ産業の発展を支えるために、中国「13次五カ年計画」において、アニメ企業のアニメ開発生産用品の輸入税金に関する優遇政策を引き続き実施する。具体的には、2016年1月1日から2020年12月31日まで、国務院に認定されたアニメ企業がアニメ直接製品を自主開発、生産する際に、必要となる輸入品にかかる輸入関税と輸入増値税が免除される。
（アニメ直接製品はアニメ、漫画、ネットアニメと携帯アニメである）

- 25. トウモロコシ加工品の輸出税還付率を回復する通知（2016年8月19日より実施）

2016年9月1日よりトウモロコシデンプン、アルコールなどのトウモロコシ加工品の増値税還付率を13%に回復される。

- 26. 『輸入物品の輸入税課税範囲の調整』に関する公告（2016年10月1日より実施）

関税課税目録の中の『化粧品』項目は『高級化粧品』に変更された。

- 27. 財政部・国家税務総局による『輸入化粧品の消費税税率の調整』に関する公告（2016年10月1日より実施）

化粧品の消費税税率は以下のように変更される：

 - ・ 課税範囲は高級メイクアップ化粧品、高級スキンケア化粧品である。価格標準は

輸入課税価格10元/mlまたは15元/枚以上である。

- ・ 輸入高級化粧品消費税税率は30%から15%に調整される。

28. 税関総署による『一部の輸入情報技術製品の最恵国税率』に関する通知（2016年9月14日より実施）
29. 税関総署、財政部、国家税務総局による『輸入科学研究、技術開発、教学用品免税リスト』に関する通知（2017年1月1日より実施）
中国『第13次五カ年計画（2016～2020年）』において、科学技術イノベーションを促進するため、分析、測量、検査、計量、電波発生・処理機械、メーターおよびその付属品、実験、教学用設備、中・大型コンピューター等は免税リストの対象となる。
30. 税関総署、財政部、国家税務総局による『「第13次五カ年計画」期間において輸入海洋採掘石油（天然ガス）に対する免税』に関する通知（2016年12月29日より実施）
中国の海洋石油・天然ガスを採掘するために、海洋石油採掘に直接使用され、かつ国内生産できない設備、或は国内生産できるが、その機能が関連要求を満たせない設備およびその付属品、専門道具などを輸入する際に、輸入関税と輸入増値税が免除される。
31. 税関総署による『2017年7月1日から追加される香港・マカオが享受するゼロ関税貨物の原産地標準および関連事項の発布』に関する公告（2017年7月1日より実施）
中国と香港の経済・貿易関係緊密化協定（香港CEPA）および中国とマカオの経済・貿易関係緊密化協定（マカオCEPA）に基づき、ゼロ関税貨物の原産地標準リストが更新された。
32. 税関総署公告2017年第56号——海運・空輸による出入国運輸手段・積荷目録の監督管理調整関連事項に関する公告（2018年6月1日より実施）、全国通関一体化改革の推進、安全な参入・リスク防止コントロールの実施を目的として、輸出入に際して税関への事前報告が義務付けられている積荷目録（マニフェスト）に対する監督管理事項などを調整している。主な内容は以下の5項目である。
 - 海運貨物に対する船積24時間前までの積荷目録の情報報告義務など、情報報告期限を厳格に管理
 - 積荷目録の記入項目を変更し、荷受人/荷送人コードなど、主要データの記入必須事項を追加
 - 荷受人/荷送人/着荷通知先コードなどの記入法を規範化し、「コード略称+企業コード」に規定
 - AEO事業者に対する記入項目を追加し、企業の信用管理向上を奨励
 - 「貨物概要説明」に対して「ネガティブリスト」管理を行い、記述内容を細

分化

33. 2018年1月31日、税関総署は2月1日から施行される税関事前教示制度の実施ガイダンスとして、『中華人民共和国税関事前教示管理暫定弁法の実施に関する事項についての公告』（税関総署公告2018年第14号）を公布した。14号公告の規定により、税関は事前教示制度の施行日（すなわち2月1日）から、従来の「3つの仮審査」（すなわち原産地の仮認定、価格の仮審査、貨物の仮分類）に関する申請の受理を取りやめる。これは、「3つの仮審査」制度の正式な廃止を意味するものである。今回公布された14号公告は、税関事前教示制度に対して、細部の明確化と補充規定を行う上で、関連の書類を統一化・規範化するものである。
34. 税関総署、生態環境部公告2018年第79号——限定された固体廃棄物輸入港に関する公告（2019年1月1日より実施）により、中国に輸入が許可された固体廃棄物は、限定された固体廃棄物輸入港から輸入され、通関手続きが行われるものとする。
35. 税関総署公告2018年第80号——船舶トン税最恵国(地域)のリストに関する公告(2018年7月1日より実施)により、リストに記載されている国籍の船舶は優遇税率を適用される。
36. 国家薬品监督管理局、税関総署公告2018年第36号——済南空港の税関・検査場を医薬品の輸入税関・検査場として増設する公告（2018年6月12日より実施）により、2018年6月12日より一般用医薬品を済南空港の税関・検査場から輸入することができる。
37. 財政部・国家税務総局は『機械・電力設備 文化等の製品の輸出増値税還付率の引き上げに関する通知』（財税[2018]93号）を公布した（2018年9月15日より実施）。今回の輸出増値税還付率の調整は、397品目を対象として行われており、集積回路・非電磁干渉除去用フィルタ・書籍・新聞などの161品目の輸出増値税の還付率は16%に、竹刻・木扇などの57品目は13%に、バサルト繊維・安全ピンなどの179品目は9%にそれぞれ引き上げられた。
38. 財政部・国家税務総局は『一部製品の輸出増値税還付率の調整に関する通知』（財税[2018]123号）を公布した（2018年11月1日より実施）。フィルム、プラスチック製品、竹マット、安全ガラス、灯具の還付率は16%に、潤滑剤、航空機タイヤ、炭素繊維複合体および一部の金属製品の還付率は13%に、一部の農産品、ガラス繊維、レンガの還付率は10%に引き上げられ、豆クズの輸出増値税還付が取り消された。前述以外の品目の輸出増値税還付率は、それぞれ1%引き上げられる。（即ち、15%から16%、9%から10%、5%から6%まで引き上げる。）
39. 財政部・税関総署・国家税務総局・国家薬品监督管理局は『希少疾病薬品の増値税政

策に関する通知』（財税[2019]24号）を公布した。2019年3月1日より、希少疾病薬品を輸入する場合、その輸入段階の増値税率を3%まで引き下げる。

40. 国家税務総局・財政部・税関総署は『税関特殊管理区域における企業に対し増値税一般納税者資格の適用範囲をさらに拡大する通知』（国家税務総局公告2019年第6号）を公布した（2019年2月1日より実施）。税関特殊管理区域における企業に対する増値税一般納税者資格の試験適用地域が、南通総合保税區、南京総合保税區、常州総合保税區、泉州総合保税區等、24の総合保税區に拡大される。
41. 財政部・税関総署・税務総局は『新型コロナウイルス感染拡大防止のための輸入品に対する免税政策』を公布した。国外寄贈者より無償で寄贈された新型コロナウイルスを防止するための輸入品に対し、従来の輸入免税政策が適用される。また、2020年1月1日～3月31日において、更なる優遇策が実施される。具体的には、1) 『慈善寄贈品の輸入免税の暫定弁法』に掲載される適用範囲を拡大のうえ、疫病防止のための輸入品の輸入関税、輸入増値税、消費税を免除する。2) 衛生健康主管部門に輸入される疫病防止のための輸入部品に対し、輸入関税を免除する。3) 当該公告に規定される免税輸入部品に対し、すでに課税された場合、税金を還付する。
42. 財政部・税関総署・税務総局は『海南島を離島する旅客の買物免税政策に関する公告』（2020年7月1日より実施）を公布した。免税政策によると、飛行機、列車、旅客船で海南島を離島する旅客に対し、指定の数量と品目内において購入品の関税、輸入増値税、消費税が免除されることになる。
43. 工信部聯財[2020]118号『重要技術装備の輸入税収政策の管理弁法実施細則』（『細則』）（2020年8月1日より実施）により、重要技術装備の輸入税収の免除を申請するにあたっては、以下の条件を満たさなければならない。①独立法人であること、②違法行為と重大な信用喪失行為がないこと、③コア技術と知的財産権を有すること、④「国家が支援する重要技術装備および製品の目録」に該当すること。
新申請企業の免税資格に対する認定作業は毎年実施される。